

普通預金

2019年10月1日現在

商 品 名 (愛 称)	普 通 預 金	無 利 息 型 普 通 預 金
販売対象	・ 法人および個人の方	
期 間	・ 期間の定めはありません	
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入できます ・ 1円以上 ・ 1円単位	
払戻方法	・ 随時払い戻しできます	
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます ・ 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します	・ 利息はつきません
税 金	・ 個人のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・ 法人は総合課税となります ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	・ 利息がつきませんので税金はかかりません
手 数 料	・ キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) ・ スウィングサービスのご利用時には、1回ごとに55円(消費税込)の手数料がかかります	
付加できる特約事項	・ 個人のものは、「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率です) ・ スウィングサービス(普通預金口座・貯蓄預金口座間の自動振替による資金移動サービス)のお取扱いができます	
	・ 個人のものは、マル優の取扱いができます	・ マル優の対象ではありません
中途解約時の取扱い		
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時～17時、電話：052-913-1153)にお申出ください ・ 紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。	
その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取もできます	
預金保険について	・ 預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)	・ 預金保険制度により全額保護されます。

中日信用金庫